

記入例(申請者用)台湾企業に勤務し、台湾政府の奨学金を受ける研究者を本学に研究員として受け入れる想定

赤枠内は、輸出管理関連課の記入欄です。申請者は記入を行わないでください。

様式1-2 第3版 様式更新日: 2024(令和6)年11月29日

受付番号

輸出管理シート【外国人(留学生・研究者・訪問者)受入用】

該当する事項にチェック(■) 受入予定の教員が、本シートを作成し、提出してください。また、留学生の受入は大学院生レベルの場合に、本シートの提出が必要となります。本学の安全保障輸出管理ハンドブックP5も併せて参照ください。 ※安全保障輸出管理ハンドブックURL (https://drive.google.com/file/d/13hKMq461b4IMWU9z-5vcfWCr5Jy69ya/view?usp=share_link)

1. 申請者、受入予定人物の詳細をご記入ください。 記入年月日: 2024 年 # 月 5 日

申請者 氏名 (フリガナ) ミヤキョウ タロウ 宮教 太郎 職名 例) 教授 内線 例) 1234 e-mail 例) kenkoku@grp.miyakyo-u.ac.jp 所属 例) 教育学部 研究分野 例) ○○○○ 提供予定の技術の名称・内容 例) ○○に関する技術 提供予定の技術の詳細 例) 宇宙の生成過程の研究、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を目的とした研究 受入予定人物の詳細 氏名 ▲▽ ▼■ 出身国・地域 台湾 受入予定期間 2024年10月25日～2025年3月31日 所属 ●●社(所在地:台湾 台中市●●) ※留学生で本学以外に学籍を有さない者、または雇用する研究者の場合は前所属をご記入ください。受入人物が過去に外国ユーザーリスト掲載企業・組織に所属していた場合は、以下に前所属のほか当該企業・組織名及び所属期間をご記入ください。 外国ユーザーリスト掲載企業・組織名 【 】 所属期間 【 】 身分 □学部学生 □大学院生 □留学生 □研究生 □科目等履修生 □特別聴講生 □その他() □本学で雇用() ■研究者 ■その他(本学外国人研究員規程に基づく外国時研究員) □訪問者() 特定類型 ■該当有(類型記入) ■類型① ■類型② □類型③ □該当無(類型空欄) ■該当有の根拠(本人の誓約事項及び提出資料)

2022年5月から、みなし輸出管理が適用され、輸出管理シート【外国人(留学生・研究者・訪問者)受入用】提出時は特定類型に関する誓約書(様式5)の提出も必要となります。今回の例では、台湾企業に勤務(類型①)、台湾政府奨学金を受給(類型②)のため、該当する特定類型をそれぞれ「■」してください。本学の安全保障輸出管理ハンドブックP6、P7も併せて参照ください。 本学安全保障輸出管理のウェブサイトを確認できます。 https://www.miyakyo-u.ac.jp/regional-research-international/research-info/anzenhosho/index.html

人物が外国ユーザーリスト掲載機関に所属していた場合のみご記入ください。(外国ユーザーリスト http://www.meti.go.jp/policy/anpo/)

3. 裏面の安全保障輸出管理に関する自己判定チェックのAまたはBにおいて、確認してください。

設問1 ① 受入予定人物が、外国ユーザーリストに掲載されている組織・企業に所属する者(過去に所属していた者も含む)である。 □はい ■いいえ ② 受入予定人物が、懸念国(イラン・イラク・北朝鮮)出身者である。 □はい ■いいえ ③ 受入・鮮、ソ ※ 外国 イント 経 「入手した文書等」による確認は、相手からの書類やメール連絡などを用いて行ってください。 はい ■いいえ ④ エジプト、イラン、確認してください。 設問2 ① 受入予定人物が、将来本国に帰国し、軍事関連部門や軍需企業に就職することを今までの連絡から知っている。 □はい ■いいえ ② 提供技術が、兵器等の開発に用いられる懸念事項(技術流出・情報流出につながるリスク等)がない、または、懸念事項がある場合には、研究支援係に報告を行っているのどちらかに■をしてください。 ■いいえ ③ 入手した文書等によって、提供技術は用いられる疑いがあることを ④ 受入予定人物が所属する(して) 毒素の開発等もしくは宇宙に関する。 ■いいえ

4. 研究インテグリティの確保に関するチェックリスト(以下「チェックリスト」という。)を確認し、該当する項目をチェックしてください。

チェックリスト掲載URL 【https://www.miyakyo-u.ac.jp/wp-content/uploads/2024/10/241021_check-list.docx】 ■ 本輸出管理シートの提出時に、チェックリストに基づく懸念事項が無いことを確認しました。 □ 本輸出管理シートの提出時に、チェックリストに基づく懸念事項は全て研究支援係に報告しました。

※以下、責任者等確認欄 上記、裏面の内容を確認しました。 □ 押印等に代えて、確認日、確認事項を記載した資料(メール文面等)を添付します。 輸出管理責任者 年 月 日 上記、裏面の内容を確認し、以下のとおり判定いたします。 赤枠内は、輸出管理関連課の記入欄です。申請者は記入を行わないでください。 採決裁欄(課) 起案者 年 月 日 (起案日) 年 月 日 (決裁日) 輸出管理統括責任者 年 月 日

※該非判定を行った場合のみ、輸出管理統括責任者の確認が必要です。

記入例(申請者用)
 (想定)記入例(申請者用)台湾企業に勤務し、台湾政府の奨学金を受ける研究者を本学に研究員として受け入れる想定。
 将来、自国にて〇〇商品の開発に活かせるよう、または、当該分野の発展的な応用研究が実施できるよう、本学で研究を行いたい。

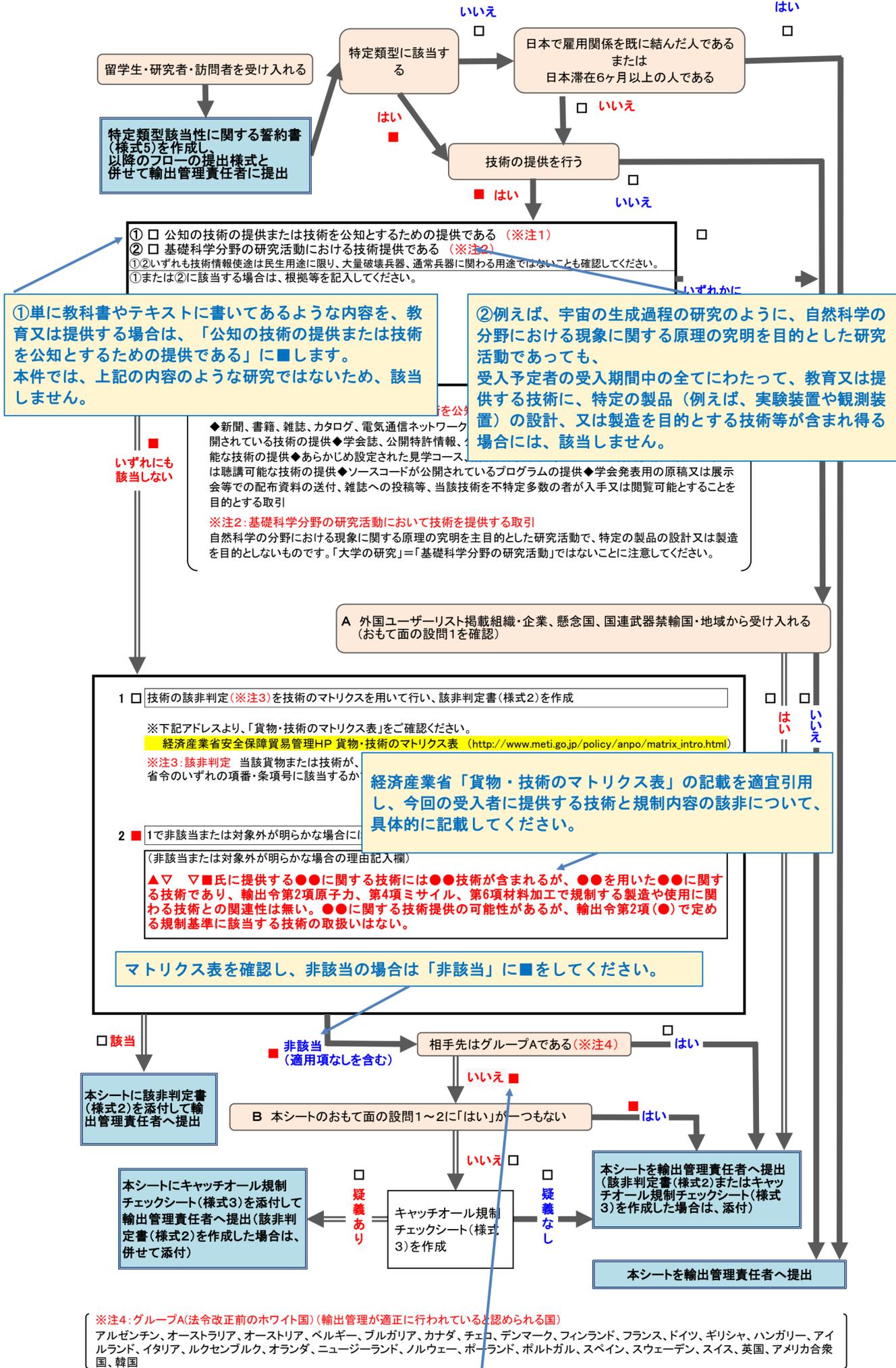
本学では、輸出管理シート(様式1-2)の提出者は、特定類型該当性に関する誓約書(様式5)の提出を必須としております。

安全保障輸出管理に関する自己判定チェック

裏面

※不明な点は、研究支援・多文化共生推進課研究支援係へご相談ください。

以下のフロー図にしたがって、□にチェック(■または✓)を入れてください。



様式 5

(想定) 台湾の企業に所属(類型①)し、台湾政府奨学金を受けて(類型②)本学での研究を希望する外国人研究員。

(記入例)

2024年 ●月 ●日

誓約日を記入

特定類型該当性に関する誓約書

宮城教育大学長

殿

輸出管理シートの提出と併せて、本人が記載署名します。
輸出管理シート提出対象外の受入者は誓約書提出不要です。

所 属： 教育学部
職 名： 外国人研究員
氏 名： ▲▽ ▼■
(署名) 署名

私は、以下に記載する特定類型①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴学の法令遵守のため、特定類型①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

私は、

- 以下の特定類型①に該当します。
 以下の特定類型②に該当します。
 以下の特定類型①及び②に該当します。
 以下のいずれにも該当しません。

該当する特定類型をチェックしてください。特定類型①②どちらにも該当しない場合にも、特定類型に該当しないことを誓約してください。例の場合は①②どちらも該当します。

- ・ 特定類型①：日本国以外の外国政府、外国大学又は外国企業と契約関係がある者
 - 例 1 本学の教員で外国の大学、外国政府機関又は外国企業と雇用契約を結ぶ兼業をしている者(クロスアポイントメント含む)
 - 例 2 外国大学に籍を置き、サバティカル制度やJSPS外国人特別研究員のよう
に、本学に研究のために来ている者
 - 例 3 外国企業に勤務している社会人学生
- ・ 特定類型②：日本国以外の外国政府から資金提供を受けている者
 - 例 1 外国政府から留学資金を受けている学生
 - 例 2 外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として生活費や研究資金の提供を受けている者

注1：上記特定類型に変更があった場合には、再度、本誓約書を提出してください。

注2：本誓約書の内容について、本学における輸出管理上必要となる場合には関係者に共有される場合があります。

特定類型①又は②の法令上の記載については(参考)を参照してください。

様式 5

(参考)

「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(令和 4 年 12 月 21 日付け 4 貿易第 492 号。以下「役務通達」という。)の 1 (3) サ①又は②

- ① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体 (以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体 (以下「外国政府等」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者 (次に掲げる場合を除く。)
 - (イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該諸外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合
 - (ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等 (当該本邦法人の議決権の 50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人により議決権の 50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合
- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益 (金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち 25%以上を占める金銭その他の利益をいう。)を得ている者又は得ることを約している者